

令和
6-11
年度

概要版

第5期 市川市地域福祉計画

地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指して



地域福祉ってなに？

地域福祉とは、人々が暮らしている生活や経済上の範囲（地域）の中で、そこで暮らす住民等が、地域社会を構成する一員として、社会とのつながりを保ちながら、だれもが安心して暮らし続けることのできる地域をつくることをいいます。

地域福祉を推進するためには、「地域住民が主役」であることを基本とし、「自助」、「互助・共助」、「公助」のそれぞれが連携し、地域生活課題の解決に向け、それぞれが行動することが重要です。

(例)「福祉コミュニティの充実」に向けた、それぞれの役割



地域福祉計画ってどんな計画？

近年、価値観の多様化などにより、地域からの孤立、生きづらさ、高齢者やこどもに対する虐待、ごみ屋敷に代表されるセルフネグレクト、ひきこもりや家族が抱える 8050 問題、ダブルケアやヤングケアラー、依存症に関係したメンタルヘルスといったように、課題が複雑化・複合化しています。



地域福祉計画は、このような課題について、市が地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

第5期地域福祉計画の基本理念と行動指針

基本理念

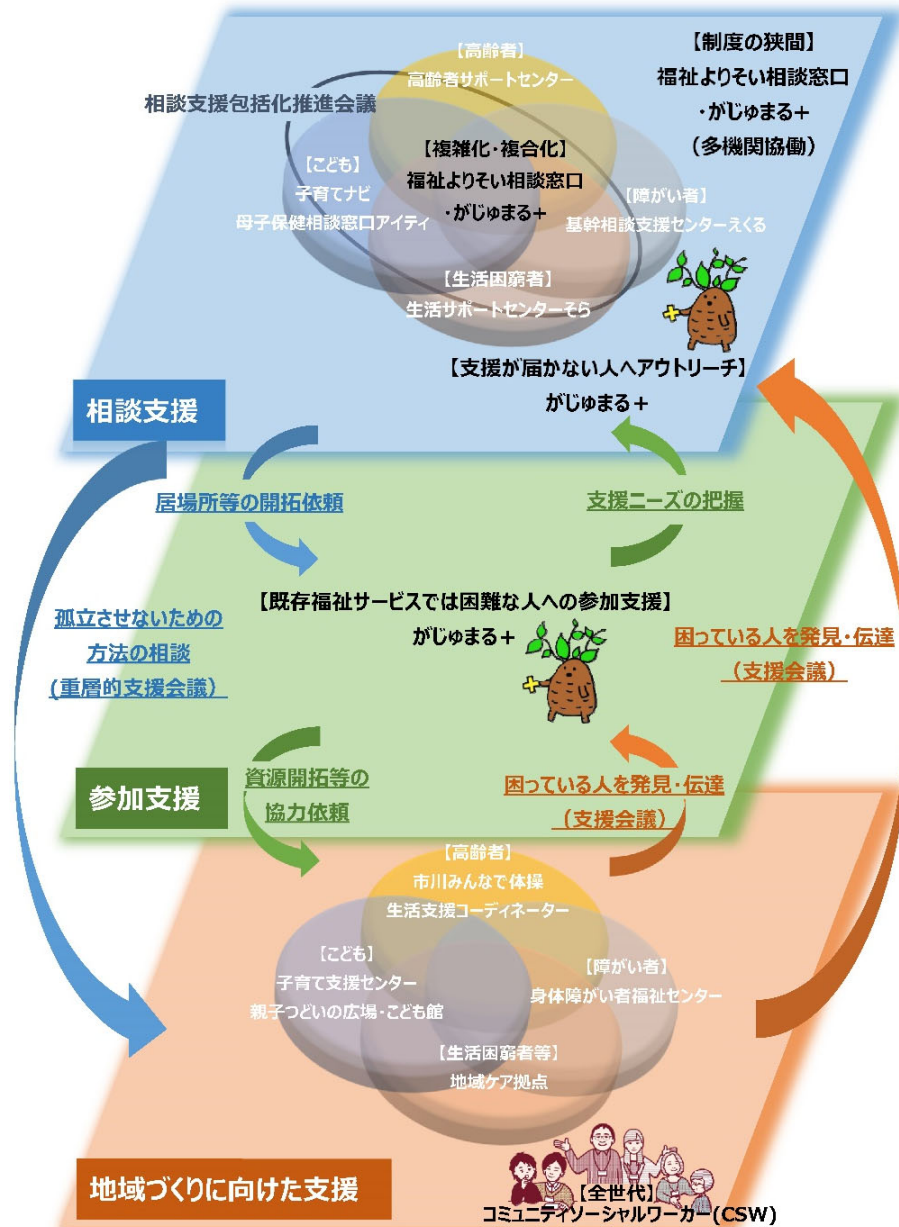
だれもが住み慣れた地域で安心して、
自分の望む生活を送ることのできる
「地域共生社会」の実現を目指す

行動指針

個人を尊重し、多様性を認め合い、
それぞれが役割を認識しながら、行動する

3つの重点施策（市川市よりそい支援事業）

市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）は社会福祉法に定められた事業で、本市が地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、(1)相談支援（断らない相談支援体制）、(2)参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、(3)地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。



5つの基本目標

基本目標Ⅰ

安心と信頼のあるまちを共につくる



地域住民が安心して暮らしていくためには、福祉に関する必要な情報を容易に入手できること、困ったときには身近な場所で気軽に相談が可能なこと、医療・介護・権利擁護の取組等によって必要な福祉サービスが適切に受けられることが必要です。

多様化した現代の福祉ニーズや、複雑化・複合化した相談内容を踏まえた支援を行うために、高齢者・障がい者・子ども等の各福祉分野が互いに連携し、質の高い福祉サービスを提供できる取組を進めます。

基本目標Ⅱ

参加と交流のあるまちを共につくる



地域共生社会の実現に向けて、どちらかが「支え手」、「受け手」とに分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できることが重要です。

本市では、市川市社会福祉協議会等の各関係団体と協力しながら、自治（町）会など地縁を中心とした組織・団体であったり、ボランティアやNPOといった市民活動に住民が参加しやすい仕組みづくりに取り組んでいます。

また、地震、台風等による自然災害発生時における被害を軽減するために、平時から顔の見える関係づくりなど、地域の防災力を高めておくことも重要であり、互助・共助の支援体制の整備も課題となっています。

地域活動には関心があるものの、活動への参加が難しいという人々を含め、一人でも多くの市民が地域社会とつながり、参加することのできる仕組みを整備します。

基本目標Ⅲ

安全とるおいのあるまちを共につくる



防犯まちづくりの目的の1つに、市民等の犯罪遭遇の不安感を減少させ、安心感を高めることがあります。

快適な居住環境の形成に向けて様々な手立てを講じるとともに、豊かなコミュニティを形成することが重要です。

バリアフリーという言葉には、道路や建築物の入口の段差など、物理的な障壁（バリア）を除去するという意味もありますが、最近では障がい者、高齢者にかかわらず、すべての人の社会参加を困難にしている事柄を取り除くという意味でも用いられます。すべての市民が安全で快適に暮らすことのできるバリアフリーな環境を整備する取組を進めます。

基本目標Ⅳ

生きがいを感じるまちを共につくる



いつまでも健やかに健康で過ごしたいという思いは、市民共通の願いです。子どもから高齢者まですべての人が自立した生活を送るための基盤である「健康」を維持するためには、世代を問わず市民一人ひとりが日頃から食生活を整えたり適度な運動等を行うことが大切です。

市では、市民や地域団体等と協働し、健康関連情報の提供等様々な介護予防の取組や健康づくり事業を推進しています。

また、市民一人ひとりが生きがいをもって日常生活を送るためには、就労への支援や生活に困窮する人への経済的な支援といった自立に向けた支援が必要です。信頼できる人の存在、自らの居場所があるということ、ひいては「生きる」ということに対する包括的な支援を行います。

基本目標Ⅴ

地域福祉推進の基盤を共につくる



基本目標Ⅰ～Ⅳの達成に向けて、それぞれの施策及び取組（事業）を推進することが不可欠ですが、これらの施策及び取組（事業）に共通する課題を解決し、共通して必要とされる基盤を構築することが重要です。

地域福祉を推進するために必要な意識の啓発、担い手の確保といった実効性のある基盤づくりを進めます。

計画体系図



※ 5つの基本目標に対し、19の施策の方向を設定しています。

※特に重点的に予算や人材等を配分していくこととしている市川市よりそい支援事業に関係する施策の方向には、【重点】の表記があります。

第5期市川市地域福祉計画（概要版）

発行日 令和6年3月
企画・編集 市川市福祉部地域共生課
発行者 市川市
〒272-8501
千葉県市川市八幡1丁目1番1号
TEL 047-334-1111(代表)

